

告 示

埼玉県告示第九百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人V C A Dシステム研究会

三 代表者の氏名

三和田 靖 彦

四 主たる事務所の所在地

埼玉県和光市南二丁目三番十三号和光理研インキュベーションプラザ

五 定款に記載された目的

この法人は、独立行政法人理化学研究所で開発され、公開されているV C A Dシステムに関して、その利用と普及を支援し、各種提言を行う。また、V C A Dシステムの利用技術の向上を図る。これら活動を通して、広く国民のために、学術の発展、科学技術の振興、経済活動の活性化に寄与することを目的とする。なお、この定款において、「V C A Dシステム」とは、次世代ものづくり産業及び生物研究の基盤となるツールを担うソフトウェア群のことをいう。